

資 料

行政協力制度の現況：

『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に 関するアンケート』集計結果報告

森 裕 亮

1. はじめに

本稿は、2007年から2008年にかけて実施した、『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』の結果報告である。このアンケート調査は、地縁組織（町内会自治会等の地域住民組織）と自治体行政との関係を規定し続けている、行政協力制度の内容を明らかにすることを目的として実施した調査である。

近年、地域社会の統治様式が変化してきていることがいわれて久しいが、そこに共通するのは、自治体行政と民間諸組織との関係転換と役割再編という関心である。いわゆる「パートナーシップ」形成が自治体レベルで大きな課題と考えられるようになっており、パートナーシップの構築が自治体行政の基本的責務として検討されるような状況に至っている（日高 2003；新川 2004）。

そうした事情を背景におきつつ、地縁組織と自治体行政とが伝統的に構築してきた行政協力制度に着目してみたい。行政協力制度とは、一言でいえば政府（行政）がその事務業務執行を民間（個人、組織）に委ねる仕組みである。こうした行政協力制度が、わが国においては国・地方双方において、縦横無尽に構築されてきたのである。とりわけ行政協力制度の中で

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

もその中核となっているのが、地縁組織と自治体行政との間で形成されている行政協力制度である。行政協力制度は、政府の仕事を民間諸組織が担うという点に関しては、パートナーシップやコプロダクションの枠組みと変わらないように思える。しかし、行政協力制度は、地縁組織を「行政の工夫物」（村松1994）として行政機構に内部化すると同時に、地縁組織も自治体行政から特別の支援と恩恵を享受するといった、パターナリスティックな相互依存の関係をもたらすのである（上田⁽¹⁾1989）。

こうした行政協力制度は、これまであまり積極的に議論の俎上に載ることがなかったし、肝心のパートナーシップ論も行政協力制度そのものを直截的に指摘することは少なかったのではないかと思える。行政協力制度は、自治体行政において基本的かつ不可欠な制度装置として備えられてきた仕組みである。それだけに、その実態を明示し、それがもつ課題を考究しておくことは、地縁組織と自治体行政とのパートナーシップを検討する際、欠かせない作業であると考ええる。本稿は、行政協力制度が自治体行政においてどのように維持され、そして変化しようとしているのか、ということを明らかにするものである。

2. 調査の概要

本調査は、平成18年度—19年度科学研究費補助金・若手研究（B）「自治体機構・地域住民組織（町内会）の関係変容—市町村合併を題材に」の調査研究の一環として実施したものである。調査対象は、全国の自治体（市区町村。以下、市町村と表記する）地縁組織担当課である。まず、第1次調査として、自治基本条例等（自治・まちづくり基本条例、協働推進条例、参加推進条例あるいは参加・協働に関する指針）について市町村の公式ホームページに何らかの情報があつた330団体を対象として、また、第2次調査では残りの団体に対して、アンケート調査を実施した。アンケート調査票の配布方法は、電子調査法（メール）、メールアドレスがわからない団体に対しては、郵送調査法によっている。第1次調査対象の選定に

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

については、各市町村ホームページ、条例web、そして検索エンジン等を利用して、掲載されている情報を確認することによって行った。⁽²⁾

回収数については、第1次調査に関しては、回答数214（有効213）、回収率は64.5%、督促は1回である。第2次調査に関しては、回答数978（有効976）、回収率は65.5%である。督促は1回である。今回の結果報告は、これらをひとまとめにした形で行うこととした。

3. 集計結果

3.1 市町村による地縁組織への事務業務の委託

地縁組織に対する事務業務を委ねる様式として、委託契約、インフォーマルな依頼、あるいは行政区長や行政連絡員等行政委嘱員を地縁組織の長に委嘱する様式がよく用いられる。ここでは、これらの諸様式を「委託」とまとめて表記しておく。

全体として、市町村の92.9%（1115団体。無回答、指定外回答各1）が事務業務の委託を行っているとは回答している。対して、委託していないと回答した市町村は、6.9%とわずかであった。行政協力制度がいかにわが国の市町村に浸透しており、あたかも「当然視」されてきたのかということが一目瞭然となる。回答の中には、地縁組織を「認可地縁団体」と誤解されたものがあった。それらの回答を合わせると、もう少し委託している市町村は増えると思われる。

では、どのような事務業務がどのように委託されているのかについてみてみよう。事務業務については、今回の調査では先行の各種調査を参考にしつつ、10種類の事務業務を取り上げた。すなわち、広報誌・連絡文書等印刷物の配布、市町村・住民相互間の連絡事務、各種調査、各種募金のとりまとめ、ゴミ収集の業務、公民館・公園等施設管理、一斉清掃等の地域清掃・美化、各種意識啓発、各種委員の推薦・選出、地域要望等のとりつぎ、およびその他の事務業務である。また、委託の様式として、第1は、随意委託契約、第2には、競争入札を経た委託契約、第3には、委託契約

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

を経ずに非公式に依頼する様式、第4には、地縁組織の長等を行政区長等をはじめとする行政委嘱員に委嘱して事務業務の執行を委ねる様式の4つをとりあげた。

表1に結果を示した。地縁組織に委託されている事務業務はとても幅広いといえる。中でも、広報誌等の印刷物配布、連絡事務、各種調査、各種募金協力、地域清掃、各種意識啓発、各種委員の推薦、地域要望のとりつぎといった事務業務の委託が顕著なことが特徴として指摘できよう。

委託の様式としては、地縁組織に対する依頼様式と、地縁組織の長等を行政委嘱員に委嘱する方式が、主流となっているようである。とりわけ、行政委嘱員の方式は、とくに印刷物配布、連絡事務、各種調査、各種募金、地域要望のとりつぎの事務業務の領域で積極的に活用されているといえよう⁽³⁾。一方、委託契約の方式については、若干広報誌等の印刷物配布と施設管理の領域では活用されているものの、それほど浸透しているとはいえない。競争入札による委託契約については、競争原理が働かない領域もあると思われるが、例えば広報誌の配布については、民間の配送業者等と地縁組織との競争は不可能ではないだろう⁽⁴⁾。ただ、ほとんどの市町村で活用されていないことがわかった。

今回の調査で、あらためて市町村ごとに行政協力制度が多様であるということが分かった。最も普遍的なパターンは、地縁組織に対する依頼か地縁組織の長等を行政区長といった行政委嘱員に委嘱する方法の2つである。それらに加えて、自治会連合会との委託契約あるいは協定書を締結する様式、行政委嘱員と委託契約を締結するという複合様式、地縁組織を経ずに行政委嘱員を選任する様式等がある。同じ事務業務でも、委託様式が異なるケースも多かった。例えば、印刷物のうち広報誌のみ新聞折込、他は地縁組織に依頼といった具合である。また、合併前の旧市町村ごとに委託様式が異なるというように地理的差異があるケースもあった⁽⁵⁾。

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

表 1 事務業務の委託の状況（複数回答、単位％）

	印刷物等の配布	連絡事務	各種調査	各種募金	ごみ収集	施設管理
随意委託契約	11.7	5.8	4.1	3.4	0.7	19.9
競争入札契約	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
依頼	39.4	36.1	34.1	48.5	13.3	15.3
行政委嘱員	45.2	43.8	28.9	29.1	8.0	8.6
その他	4.3	2.3	2.9	4.2	2.4	13.5
委託等していない	3.0	15.1	31.7	16.3	74.7	44.4

	地域清掃	各種啓発	委員推薦	地域要望	その他
随意委託契約	1.5	2.0	2.2	1.9	2.7
競争入札契約	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
依頼	45.5	40.0	47.8	38.4	14.0
行政委嘱員	17.7	20.6	19.1	31.5	9.4
その他	5.4	2.4	3.2	2.3	2.7
委託等していない	30.6	35.9	29.0	26.6	71.3*

※無回答

3.2 非委託の理由

事務業務を委託していないとした市町村が、数％だけ存在している。なぜ委託していないのかという理由については、大まかには以下のようにまとめることができる。

第1は、そもそも委託する事務業務が存在しないという理由である。第2は、事務業務の委託の必要がないという理由である。また第3は、地縁組織とは別に連絡員や区長を委嘱しているという理由である。第4は、地縁組織が自主的な組織であり、行政との対等性を実現するためという理由である。第4の理由を具体的にあげると、たとえば、「各組織で自主的な活動を行っているため」、「地縁組織には行政の下請け的感情が強く、地域のことは地域に住む住民自らの手でまちづくりをおこなっていくという意識が希薄なため」、「地縁組織については、民間の任意団体であり、地域の

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

方々がその地域に根ざした自主的な自治活動を行う団体として位置づけているため」、「行政の下部組織として誤解を招く恐れがある」という回答があった。

また、第5の理由として、人口減少と加入率減少によって、事務業務の委託が困難になっているという理由もあげられている。具体的には、「地縁組織となる団体の組織率が低下しており、事務業務を完全に委託できるとは考えがたく」、「少子高齢化、人口の減少町村にとって、自治会運営もままならない」などの回答があった。

3.3 地縁組織等に対する金銭リソースと正当性リソースの付与

3.3.1 単純集計

行政協力制度は、単に市町村行政から地縁組織に事務業務の執行を委ねるという側面だけではなく、地縁組織が行政に協力する対価として、補助金等の金銭リソースが地縁組織に供与されるという側面を有する。またそれにくわえて、地縁組織を、地域代表性を有する組織として行政が正当性を付与し、要望を優先的に受理するという恩恵が地縁組織に与えられることがある（代表性を有する組織としての正当性リソースの付与⁽⁶⁾）。他にも市町村行政から付与される恩恵はいくつかあるのだが、ここでは、上記した補助金等の交付と要望の優先受理の体制の2点を確認しておきたい。

地縁組織に対する補助金等を交付している市町村は約8割にのぼる（表2）。「その他」の回答に多かったのは、区長会や自治会連合会への補助金を交付しているというものである。こうした連合会等に対する金銭支援も合わせると、かなりの市町村は地縁組織に対して金銭リソースを提供していることがいえそうである。

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

表2 補助金等の交付

	市町村数	割合(%)
交付している	972	81.0
交付していない	169	14.1
その他	38	3.2
指定外回答	3	0.3
無回答	18	1.5
合計	1200	100.0

市町村は、地域要望の受理に際して地縁組織からの要望をどのように扱っているのだろうか。地縁組織からの協力調達に腐心し、地縁組織からの要望伝達ルートの確立に一生懸命になっているのだろうか。まずは、地縁組織からの要望伝達の独占性を容認しているかどうかを見てみたい（地域要望について、地縁組織からの要望のみを受け入れるのか、それ以外の要望も受け入れるのかを訊ねた。表3）。結果から分かることは、市町村の多くは地縁組織からの要望伝達をそれほど特別扱いしていないということである。約8割の市町村では、地縁組織以外からの要望も受理するとしているのである。とはいえ、地縁組織からのみ受理するとした市町村が、2割近くにも達することに着目しておきたい。また、地縁組織以外からも要望を受理するとした市町村に、それでもなお、地縁組織からの要望を優先的に受理するのかどうかについて訊ねている（表4）。結果、地縁組織からの要望は優先受理しないとす市町村が多数を占めることがわかった。ここでも刮目しておきたいことは、地縁組織からの要望を優先するとした市町村が3割にのぼることである。決して多数ではないとしても、地縁組織からの要望ルートの確立に腐心する市町村が一定に存在するという実態が明らかになったのではないかと思われるのである。

地域要望と地縁組織が一定に関係しているということを示すのが、表5である。地縁組織との接点において、市町村が最も重視するやり取りは何かということを訊ねたが、その結果は、地域要望に関するやり取りが比較

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

的多いというものであった。パートナーシップの観点からすれば、政策づくりとか計画づくりという局面が重要となってくると考えられるが、地縁組織と市町村行政との間では、地域要望を介した関係が中心を占めるということが明らかとなった。

また、市町村行政自身が、地縁組織への加入促進策を講じているというケースがかなりあるということが調査から分かってきた。これは、事務業務の委託の際、地縁組織の未加入者に対して何らかの対策があるかどうかを訊ねた問の回答から明らかになった。多くの市町村では、未加入者対策として、直接事務業務を提供するという回答が多かったのだが、それにくわえて、転入者や未加入者に対する地縁組織への加入促進を行っているという回答も目立った。地縁組織は、いわゆる民間の任意組織にすぎないが、この加入促進策を通じて、市町村から地縁組織は事実上公認され、存在の正当性が保証されることを意味しよう。

表3 地域要望の受理体制

	市町村数	割合(%)
自治会等からのみ受理	207	17.3
自治会等以外にも受理	939	78.3
自治会等からは受理しない	4	0.3
その他	28	2.3
指定外回答	1	0.1
無回答	21	1.8
合計	1200	100.0

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

表 4 地縁組織からの地域要望の受理

	市町村数	割合(%)
自治会等を優先する	284	30.2
自治会等を優先しない	463	49.3
その他	186	19.8
無回答	6	0.6
合計	939	100.0

表 5 地縁組織と市町村との関係

	市町村数	割合(%)
要望に関するやり取り	490	40.8
事務委託等に関するやり取り	307	25.6
政策や計画形成のやり取り	205	17.1
その他	104	8.7
指定外回答	7	0.6
無回答	87	7.3
合計	1200	100.0

3. 3. 2 委託／非委託と地縁組織への諸リソース提供

前節で確認した結果をより深く分析するために、事務業務を委託している市町村（「委託市町村」とする）と委託していない市町村（「非委託市町村」とする）とに分けて、その違いを検討してみたい。

まずは、補助金等の金銭リソースについてである（表 6）。委託市町村においては、交付しているとしたのは 8 割に達し、交付していないのは 1 割と対照的であった。対して、非委託市町村においては、交付している市町村と交付していない市町村が同じ割合となった。委託市町村における補助金等の交付の状況からみて、事務業務の委託と金銭資源の提供が一定の関係をもっているといえそうである。中には、「補助金を出していないために、事務委託等をしていない」という回答もあった。

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

表6 委託・非委託と補助金交付（単位％）

	交付している	交付していない	その他	指定外回答	無回答	計
委託している	83.6	11.5	3.4	0.3	1.3	100.0
委託していない	48.2	48.2	0.0	0.0	3.6	100.0
指定外回答	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
全体	81.0	14.1	3.2	0.3	1.5	100.0

地域要望の受理についてはどうだろうか。委託・非委託に関係なく、地縁組織からの要望のみを受理するという市町村は全体として少ないことがわかった（表7）。ただ、数は多くないとしても、委託市町村では、地縁組織からのみ要望を受理するとしたところが2割近く存在しているのである。表8は、地縁組織以外からの要望も受理するとした場合、地縁組織の要望を優先受理するかについて訊ねた結果であるが、ここでは委託市町村で地縁組織の要望を優先受理する場合、そして非委託市町村で優先受理しない場合の2点に着目したい。必ずしも、事務業務の委託と地域要望受理における地縁組織への正当性付与が結びつくというわけではなさそうだが、地縁組織の固有の要望伝達回路をひらいておこうとする市町村が一定に存在していることを指摘しておきたい。

表7 委託・非委託と地域要望の受理（単位％）

	地縁組織からのみ	地縁組織、地縁組織それ以外からも	地縁組織からは受理しない	その他	指定外回答	無回答	計
委託している	17.7	78.8	0.3	2.0	0.1	1.2	100.0
委託していない	12.0	71.1	1.2	7.2	0.0	8.4	100.0
指定外回答	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
全体	17.3	78.3	0.3	2.3	0.1	1.8	100.0

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

表 8 委託・非委託と地縁組織からの地域要望の受理優先度（単位％）

	優先する	優先しない	その他	無回答	計
委託している	31.5	47.6	20.3	0.7	100.0
委託していない	11.9	74.6	13.6	0.0	100.0
指定外回答	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
全体	30.2	49.3	19.8	0.6	100.0

3.4 地縁組織の協力状況

こうした事務業務の委託に対して、肝心の地縁組織はどのように対応しているのか。地縁組織から事務業務の委託に対する協力をどれくらい調達できているのかということについて、委託市町村に訊ねてみた。結果を見ると、ほとんどの市町村は地縁組織からの協力調達にはそれほど苦労していないようである。協力を得られる、どちらかというとな協力を得られるを合わせて、9割を超えるのである。

表 9 地縁組織の協力調達

	市町村数	割合(%)
協力を得られる	775	69.5
どちらかというとな協力を得られる	294	26.4
どちらかというとな協力を得にくい	9	0.8
協力を得にくい	4	0.4
どちらでもない	16	1.4
その他	10	0.9
指定外回答	1	0.1
無回答	6	0.5
合計	1115	100.0

3.5 行政協力制度の今後

こうした事務業務の委託を委託市町村は今後どのように考えるか、現在

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

の事務業務の委託とは別の方法を検討すべきかどうかについて訊ねた。すでに何らかの形で改革をくわえている市町村を含めて、いまのままと回答した市町村が最も多かった。他方、いずれ別の方法を考える、あるいは既に別の方法を計画中という回答は15.4%と少なめである。この結果からは、行政協力制度が、いかに市町村において当然視されているかが明らかとなろうし、行政協力制度の“粘着性”の高さを指摘することができよう。

表10 行政協力制度の今後

	市町村数	割合(%)
いまのまま	813	72.9
いずれ別の方法	143	12.8
別の方法を計画中	29	2.6
その他	24	2.2
わからない	94	8.4
指定外回答	1	0.1
無回答	11	1.0
合計	1115	100.0

いずれ別の方法を考える、また既に別の方法を計画中とした市町村は、どのような方法を検討しているのだろうか。その方法は、市町村ごとに多様である。たとえば、地縁組織から小学校区組織へと委託先を変更するという方法、そして、委託契約の導入、区長制度から自治会制に移行するという方法を提示する市町村もある。

特段、注目しておきたいのは、「区長業務が行政の下請けとなっていて、行政文書（広報誌等）配布などに時間をとられている実態がある。区長本来の業務である、地域コミュニティ活動に専念できる環境を整えるために、広報誌等の配布を直接配布に変更するよう検討中」、「過去からの慣習で自治会自体も自分たちの役割と考えている。町側も極力自治会への負担を少なくするよう考えている」という負担の軽減を図るという回答、また「自治会加入率の推移によっては、考えなくてはいけない時期が来ると考

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

える」という自治会等の加入率が維持できないことから、委託を見直さざるを得ないという回答である。地縁組織サイドの負担感が増大し、実質的に自治活動そのものの遂行が難しくなっている状況下において、行政協力制度を再考せざるを得なくなっている実態があると考えられるのである。

4. おわりに

以上、簡単にはあるが調査結果を示してきた。この結果からいえることは、行政協力制度は自治体行政における、いわゆる『標準装備』として存在しているものであり、まさにわが国における地方自治の一風景となっているということである。

今回の報告は、集計結果をおおまかに明らかにしたにすぎない。調査結果をさらに深く分析し、行政協力制度の課題を明示するためには、人口や経済特性等の地域特性、くわえて首長の政治的特性別に結果を示していかなければならないだろう。今回の作業は、今後まとめられる結果分析の準備として位置づけておきたい。

【付記】

本稿は、貴重な時間を割いてご回答くださった市町村担当課の皆様の、言葉に尽くせぬほどのご協力とご厚情によって成り立っている。ここに深く感謝申し上げます。なお、本稿は、平成18年度—19年度科学研究費補助金（若手研究（B））『自治体機構・地域住民組織（町内会）の関係変容—市町村合併を題材に』の研究成果の一部である。

注

- (1) だからこそ、地縁組織は「行政末端補助組織」とか「行政下請けの組織」というようにその特徴が語られてきたのである（高木1960；1969；中田1981）。
- (2) 第1次調査は、2007年4月に実施し、第2次調査は2007年12月に実施した。調査期間がかなり長期間開いてしまっているため、4月から12月の間に合併に

行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告

よって市町村数に若干の差異があることを断っておきたい。第1次調査において対象から除外したケースは、第一に自治基本条例等を制定するとホームページに明記されている、それが総合計画段階、議会質疑段階、あるいは首長の施政方針の発言段階のもの、第二に、一般条例、一般指針ではないもの、つまり都市計画や定住促進、環境・福祉等特定領域のもの、第三に、条例策定中の場合、ホームページにそれが確認されたとしても、パブリックコメントのページにのみ掲載されているもの（条例等のサイトを特設していない場合）である。第1次調査の結果は、森（2008）を参照されたい。

- (3) 中には、行政区長等行政委嘱員方式を採用している、その他に回答する市町村があった。行政委嘱員は大抵地縁組織の長に委嘱されるのだが、地縁組織を経由せずに委嘱員を選任する場合にその他とされるケースがあった。従って、行政区長等委嘱員方式を純粹に集計するともう少し割合は高くなる。
- (4) 秋田市からの教示によれば、広報誌の配布を市政協力委員方式から、民間委託に変更したが、新聞配達業者の間で配布組合が結成され、民間業者同士で競争が起こり、配布委託料が安くなったという効果があったようである（森 2002）。
- (5) 市町村ごとに仕組みに固有性があり、実際の回答をみると「その他」の回答がかなりの数に上った。「その他」の回答で明らかに他の選択肢に該当すると判断できるものは、当該選択肢の回答とし、判断できなかった回答は、そのまま他の回答とした。また、連合会に対する委託は、今回は「その他」として集計することとした。加えて、「委員に一部委嘱している」とか「一部依頼」、「一部施設のみ委託契約」等の回答もその他の回答として得られたが、今回はそれぞれ該当すると思われる選択肢の回答として処理できるものは処理することとした。
- (6) 詳しくは、森（2008；2009）を参照。また、正当性リソースについては、Singh, Tucker and Meinhard（1991）等を参照。

参考文献

日高昭夫（2003）「第三層の地方政府」としての地域自治会—コミュニティ・ガバ

- 行政協力制度の現況：
『地縁組織（町内会）と自治体機構との関係に関するアンケート』集計結果報告
- ナンス論の構築に向けて一』『行政管理研究』103
- 森裕亮（2002）「わが国における自治体行政と地域住民組織（町内会）の現状－行政協力制度を題材に」『同志社政策科学研究』3
- 森裕亮（2008）「パートナーシップの現実：地方政府・地縁組織間関係と行政協力制度の課題」『年報行政研究』43
- 森裕亮（2009）「地縁組織と「公的地位」-行政区長制度に焦点を当てて」『北九州市立大学法政論集 37（1）
- 村松岐夫（1994）『日本の行政 活動型官僚制の変貌』中央公論新社
- 中田実監修（1981）『これからの町内会・自治会』自治体研究社
- 新川達郎（2004）「パートナーシップの失敗－ガバナンス論の展開可能性」『年報行政研究』39
- Singh, J., D. J. Tucker and A. G. Meinhard (1991) 'Institutional Change and Ecological Dynamics,' Powell, W. W. and P. J. DiMaggio (eds.) *The New Institutionalism in Organizational Analysis*, The University of Chicago Press.
- 高木鉦作（1960）「東京都・区政と町会連合会」『年報政治学』1960
- 高木鉦作（1969）「都市行政と町内会」『都市問題』60（6）
- 上田惟一（1989）「行政、政治、宗教と町内会」岩崎信彦ほか編『町内会の研究』御茶の水書房
- （本学法学部准教授）